



「昨日、熊本から電話があり “お宅の許可の更新についての講習会が2/4にある…”と言ってきたが、一体何…」との問合せがありました。建設業許可に関する事前の講習等は法律上全くありませんので新手の詐欺かと疑い、さっそく電話してみました。「建設管理センターです。来月から土木施工管理技士の願書受付があるので案内しました…実務経験だと書類が煩わしい

「信用金庫の研修会で経営状況分析の民間登録機関の資料を貰った。専門ソリューション、トータルサポートをすると書いてあるが…?」との質問を受けました。公共工事を受注するには、

経営事項審査を受ける事が必要ですが、その前提

が経営状況分析(Y点)。昨年この分析機関が国交大臣の指定から登録制に移行した事によって1月末時点で14の機関が新たに登場しました。まるで、雨後の竹のようにですが、中には手数料を9,500円

「昨日、熊本から電話があり “お宅の許可の

が、資格者だと簡単…」等ともっともらしい説明をします。しかしこの方の許可業種は内装仕上で、土木技士とは無関係です。それに新規と違って更新の時は、実務経験の書類も簡単です。また、この

“講習”も正規の講習ではなく、いわゆるゼミ屋の

高額任意講習です。市町村役場の建設担当課にもポスターを送付し事情が分からずに掲示されている事もありますので、要注意です。

詐欺的な資格商法の手口に乗りませんように。



と最安値にしたり、通常の18日以内だと12,000

円だが3~5日だと2倍・1~3日だと3倍…と変化をつけたり、行政書士等代行者にバックリバート数千円を払ったり…と多種多様です。信

用金庫が配った登録機関の申請窓口になってい

る某会計事務所に尋ねたところ、「書類は自社で作成を! 機関からの問合せに対しては自社で対応を!」との事。これまでトータルサポートになるのか?

